

令和6年度 中小企業施策

第213回国会(常会)提出

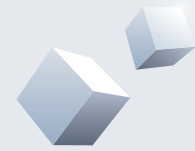
令和6年度において講じようとする中小企業施策

第1章	物価高、人手不足等の厳しい経営環境への対応	644
第1節	資金繰り支援.....	644
第2節	価格転嫁対策.....	645
第3節	省力化・賃上げ対策.....	646
第2章	環境変化に挑戦する中小企業・小規模事業者等の成長支援	646
第1節	事業再構築の後押し.....	646
第2節	生産性向上・技術力の強化.....	646
第3節	グリーン化・デジタル化への対応の促進.....	648
第4節	海外展開支援.....	649
第3章	創業・事業承継等を通じた挑戦・自己変革の推進	652
第1節	創業支援.....	652
第2節	事業再生の支援.....	654
第3節	事業承継・引継ぎ等への支援.....	654
第4章	社会課題解決をはじめとした地域における取組への支援等	656
第1節	強靱な地域経済と小規模事業者の持続的発展支援.....	656
第5章	伴走支援・人材確保支援をはじめとする事業環境変化対策	659
第1節	人材・雇用対策.....	659
第2節	経営支援体制の強化.....	661
第3節	経営安定対策.....	662
第4節	財務基盤の強化.....	663
第5節	人権啓発の促進.....	663
第6節	官公需対策.....	664
第7節	資金繰り支援.....	664



第6章	災害からの復旧・復興、強靱化	665
第1節	資金繰り支援	665
第2節	二重債務問題対策	666
第3節	工場等の復旧の支援	666
第4節	防災・減災対策	667
第5節	その他対策.....	668
第7章	業種別・分野別施策	669
第1節	中小農林水産関連企業対策	669
第2節	中小運輸業対策	671
第3節	中小建設・不動産対策	671
第4節	生活衛生関係営業対策	672
第8章	その他の中小企業施策	672
第1節	環境・エネルギー対策	672
第2節	知的財産活動の促進	675
第3節	標準化の促進.....	678
第4節	調査・広報のその他の施策	678

この文書の記載事項については、数量、金額等は概数によるものがあり、また、今後変更される場合もあることに注意されたい。



第1章 物価高、人手不足等の厳しい経営環境への対応

第1節 資金繰り支援

1. 日本政策金融公庫等による資金繰り支援【財政投融资】

新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化している中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、株式会社日本政策金融公庫において、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「新型コロナ対策資本金劣後ローン」等を引き続き実施する。

2. 民間金融機関を通じた資金繰り支援(信用保証制度)【令和6年度当初予算：14億円】

信用補完制度により、

- ①取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に信用保証協会が通常の保証枠とは別枠を措置、
- ②自然災害等の影響により経営の安定に支障を生じた中小企業者に対しセーフティネット保証4号を措置するとともに、引き続き、東日本大震災により被害を受けた中小企業者を対象とした保証制度(東日本大震災復興緊急保証)を措置する。
- ③加えて、コロナ禍や物価高等の影響により引き続き厳しい状況にある中小企業者へ、積み上がった債務の返済負担への対応や、事業再構築などの前向きな取組の促進などの資金繰り支援として、金融機関による継続的な伴走支援等を受けることを条件に信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げるコロナ借換保証を継続し、
- ④併せて、経営サポート会議や認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した再生計画等に基づき、中小企業者が経営改善・事業再生を実行するために必要な資金を支援する経営改善サポート保証について、コロナ禍の影響で特に経営状況の苦しい中小企業者に対して、据置期間を5年に延長した上で、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる措置を継続。
- ⑤信用保証料上乘せにより経営者保証の提供を不要とする新たな信用保証制度に関して、新制度の活用を促す観点から制度創設後3年間に行った保証承諾案件に限り信用保証料の補助を段階的に実施。
- ⑥これらの資金繰り支援に加えて信用保証協会の利用者又は利用を予定している創業(予定)者、経営改善や事業再生、生産性向上に取り組もうとする者に対して、信用保証協会が地域金融機関と連携して、専門家派遣をはじめとした経営支援を実施し、資金繰り支援と一体となった支援を引き続き実施する。

3. LPガス等価格高騰対策(小規模事業者持続化補助金の加点措置)【令和5年度補正予算：2,000億円の内数】

小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の取組を支援する中で、ウクライナ情勢や原油価格の上昇等の影響を受けている小規模事業者等については加点による優先採択を実施。

4. 中小企業等事業再構築促進事業【既存基金を活用】

中小企業等の事業再構築を支援する「中小企業等事業再構築促進事業」について、今後執行面等での必要な見直しを行った上で実施する。

第2節 価格転嫁対策

1. 中小企業取引対策事業【令和6年度当初予算：28億円】

①下請等中小企業の取引条件の改善

エネルギー価格・原材料価格の高騰や、我が国の雇用の7割近くを支える中小企業が賃上げできる環境を整備するためにも、価格転嫁対策や取引条件の改善が極めて重要。

このため（1）「価格交渉促進月間」による価格転嫁・価格交渉に関する取組強化、（2）下請Gメンや自主行動計画策定等による取引適正化等を政府全体で強力に進める。

（1）「価格交渉促進月間」による価格転嫁・価格交渉に関する取組強化、（2）下請Gメンや自主行動計画策定等による取引適正化、（3）パートナーシップ構築宣言の拡大・実効性向上など、特に、価格転嫁のしやすい取引環境の整備に向け必要な対策を講じていく。2023年度に実施する具体的な取組内容としては、下記の通り。

（1）「価格交渉促進月間」による価格転嫁・価格交渉に関する取組強化

毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定し、広報や講習会を集中的に実施するとともに、月間終了後には、下請Gメンによる中小企業へのヒアリングやアンケート調査などのフォローアップ調査を実施し、その結果を公表する。また、その結果に基づき、価格転嫁や価格協議の状況について、問題があるおそれがある発注側企業に対して、下請中小企業振興法の「振興基準」に基づく指導・助言を実施する。年2回、「価格交渉促進月間」を実施することで、価格交渉の定着と浸透を図っていく。

（2）下請Gメンや自主行動計画策定等による取引適正化

下請Gメンを2023年1月から300名に増員し、中小企業の取引実態の把握機能と、業種ごとの課題の把握・分析機能を強化。下請Gメンが把握・分析した業種特有の課題については、中小企業庁の審議会等の場で、その業種を所管する省庁や各業界団体に対して直接に指摘・改善依頼。また、業種横断的な課題については、全ての業種に適用される「振興基準」に反映し、それを踏まえて各業界団体へ自主行動計画の策定を依頼する。

②下請代金支払遅延等防止法（下請代金法）の運用

下請取引適正化、下請事業者の利益保護のため、公正取引委員会と中小企業庁が密接な協力関係の下、下請代金法を執行する。公正取引委員会及び中小企業庁が親事業者等に対して書面調査等を実施するとともに、下請代金法違反に関する情報提供や申告等を受け付けて精査するなど、下請代金法の厳格な運用に努める。

③下請中小企業振興法（下請振興法）に基づく対応

大企業と中小企業との取引の適正化をはかるため、必要に応じて、下請中小企業振興法の「振興基準」を改正するなど所要の措置講じる。また、年に2回実施する「価格交渉促進月間」のフォローアップ調査結果を踏まえ、価格転嫁や価格協議の状況について、問題があるおそれがある発注側企業に対しては、下請中小企業振興法に基づく「指導・助言」を行う。

④下請かけこみ寺の運営

全国48か所に設置した「下請かけこみ寺」において、中小企業の取引に関する相談対応や、裁判外紛争解決手続（ADR）にかかる相談などを実施する。

⑤講習会・セミナーの開催等

（1）価格交渉促進月間の実施にあわせた、中小企業の担当者を対象とする価格交渉サポートセミナーや、（2）下請法の違反行為を未然に防止するための親事業者の調達担当者等を対象とした下請法や下請ガイドラインに関するセミナーなどを開催する。

2. パートナースhip構築宣言の推進

サプライチェーン全体の共存共栄や、取引適正化を目指す「パートナーシップ構築宣言」について、宣言企業数拡大に向け、関係省庁・団体や地方自治体等を通じて周知を行うとともに、宣言の実効性向上に向けて、取組状況に関する調査や調査結果のフィードバック等に取り組む。

3. デジタル取引環境整備事情【令和6年度当初予算：5.0億円】

デジタルプラットフォーム（オンラインモール、アプリストア、デジタル広告）を利用する中小事業者等（出店事業者、デベロッパー、広告主、媒体社等）向けに、取引上の悩みや相談に専門の相談員が無料で応じる「デジタルプラットフォーム取引相談窓口」を設置するとともに、各種デジタルプラットフォームを巡る取引環境等を把握するための市場調査等を実施する。

第3節 省力化・賃上げ対策

1. 中小企業省力化投資補助事業【令和5年度補正予算：999.9億円】

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。

IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資支援を講じていく。

2. 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金【令和5年度補正予算：1,000億】

中堅・中小企業が、持続的な賃上げを目的に、足下の人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う。

第2章 環境変化に挑戦する中小企業・小規模事業者等の成長支援

第1節 事業再構築の後押し

1. 中小企業等事業再構築促進事業【既存基金の活用】

中小企業等の事業再構築を支援する「中小企業等事業再構築促進事業」について、今後執行面等での必要な見直しを行った上で実施する。

2. 保証料上乘せにより経営者保証の提供を不要とする信用保証制度【令和5年度補正予算：71億円】

経営者保証は、経営の規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方で、経営者による思い切った事業展開を躊躇させるなどの阻害要因となっていることを踏まえ、保証料上乘せにより経営者保証の提供を選択できる信用保証制度を創設。新制度の活用を促す観点から制度創設後3年間に行った保証承諾案件に限り信用保証料の事業者負担を軽減する措置を実施する。

第2節 生産性向上・技術力の強化

1. 中小企業生産性革命推進事業【令和5年度補正予算：2,000億円】

賃上げ、インボイス導入など相次ぐ制度変更等に対応するため、中小企業基盤整備機構が複数年にわたり中小企業の生産性向上を継続的に支援する。具体的には、設備導入、IT導入、販路開拓、事業承継への支援を一体的かつ機動的に実施するとともに、革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の省力化、大胆な賃上げ、インボイスへの対応等を支援する。

先進事例を収集し、各種支援策とともに幅広く情報発信を行うとともに、制度変更に係る相談対応や国内外の事業拡大等に係る専門家支援等のハンズオン支援を行う。

2. 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech 事業）【令和6年度当初予算：128.5億円の内数】

中小企業等が行う、特定ものづくり基盤技術及びIoT、AI等の先端技術を活用した高度なサービスに関する研究開発や試作品開発等の取組を支援する。

3. イノベーション・プロデューサーによる活動支援実証事業【令和6年度当初予算：128.5億円の内数】

中小企業のイノベーション創出を促進するため、中小企業に不足しがちなマーケティング視点や産学官金とのネットワークを提供しつつ、新製品・サービスの事業化のために必要なイノベーションの実現を支援する支援プロフェッショナルを「イノベーション・プロデューサー」と名付け、実証事業として活動を支援する。

4. 産業技術総合研究所における中堅・中小企業への橋渡しの取組【令和6年度当初予算：産業技術総合研究所運営費交付金650.0億円の内数】

産業技術総合研究所（以下、「産総研」という。）の技術シーズと中小企業等のニーズを橋渡しする連携担当者が、産総研の成果活用等支援法人である株式会社AIST Solutionsとともに、適切な専門家を紹介し、自社だけでは研究できないテーマに関する受託研究や共同研究などをコーディネートする。

5. 医工連携イノベーション推進事業【令和6年度当初予算：18.7億円】

ものづくり中小企業や医療機関等の連携による医療機器開発を促進するため、開発・事業化事業において、医療機器研究開発の採択を行う予定。

また、開発資金支援だけではなく、開発初期段階から事業化に至るまでの切れ目ない支援として、専門家による助言（伴走コンサル）も実施し、事業化を加速させるための取組を行う。

また、地域の特色をいかした独自性のある拠点整備を進めるとともに事業化人材を中心とした企業等への支援を行うため、地域における医療機器開発エコシステムの構築を目的とする地域連携拠点自立化推進事業の中でより医療機器開発に特化した、「医療機器実用化支援タイプ」の採択を行う予定。

6. SBIR制度に基づく支援

指定補助金等ではスタートアップ企業等によるイノベーションの促進に向けて、公募・執行に関する各省庁統一的な運用や、段階的に選抜しながらの連続的支援を実施する。また、新産業の創出につながる新技術開発のための特定新技術補助金等を指定するほか、支出の目標額等の方針の策定により、国の研究開発予算のスタートアップ企業等への提供拡大及び技術開発成果の事業化を図る。

7. 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

特定事業者等が、経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した経営力向上計画を策定し、認定された事業者に対し、税制面や中小企業者に対する株式会社日本政策金融公庫の融資制度等の金融面の支援を講じる。また、経営力向上計画の電子申請の普及に努める。

8. 中小企業経営強化税制【税制】

中小企業等経営強化法に基づき経営力向上計画の認定を受けた中小企業が、その経営力向上計画に基づき経営力向上設備等を取得した場合に、即時償却又は10%の税額控除（資本金3,000万円超の法人の税額控除は7%）ができる措置を引き続き講じる。

9. 中小企業投資促進税制【税制】

機械装置等を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（税額控除は資本金3,000万円超の法人を除く）ができる措置を引き続き講じる。

10. 先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例【税制】

令和5年度に創設した先端設備等導入計画に係る固定資産税の軽減措置を市区町村が適切に執行できるよう関係省庁と引き続き連携していく。

11. 研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）【税制】

中小企業の積極的な研究開発を促進する観点から、試験研究費の総額に応じて税額控除を認める「中小企業技術基盤強化税制」において、試験研究費の増加割合に応じた税額控除率（12%～17%）を適用する（大企業は一般型で1%～14%）とともに、試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合又は試験研究費の増加割合が12%を超える場合に控除上限を上乗せする措置を引き続き講じる。また、スタートアップとの共同研究や高度研究人材等の活用を促進するため、特別試験研究費（大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用）の額に係る税額控除制度を引き続き講じる。

12. 地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業（中堅・中核企業の経営力強化支援事業）

【令和6年度当初予算：21.3億円の内数】

地域経済の持続的な成長を実現するため、新事業展開を狙う地域の中堅・中核企業を対象に、専門家や他業種の企業等とのネットワーク構築を支援する。

2024年度においては、地域及び特定のテーマごとのプラットフォームを構築し、ワークショップの実施、専門家の派遣など、支援機関による重点支援を行う。

第3節 グリーン化・デジタル化への対応の促進

1. 地域デジタル人材育成・確保推進事業【令和6年度当初予算：21.3億円の内数】

DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を支える人材を育成するため、デジタル人材育成プラットフォームにおいて、デジタル人材が備えるべき知識・スキルを見える化したデジタルスキル標準に紐づけて、デジタルスキルの目的・レベルに応じた教育コンテンツを一元的に提

示するポータルサイトを構築するとともに、ケーススタディ教育プログラムや、地域企業協働プログラムを実施する。

2. IT活用促進資金【財政投融资】

中小企業・小規模事業者の生産性向上に寄与するIT活用を促進するため、株式会社日本政策金融公庫による融資を引き続き実施する。

3. 産業サイバーセキュリティ対策の強化に向けた環境整備事業【令和5年度補正：5.1億円の 内数】

中小企業のサイバーセキュリティ対策を強化するため、企業規模等に応じて求められる効果的なセキュリティ対策・手法の提示や中小企業等とセキュリティ人材とのマッチングを促す場を構築する実証を実施する。

4. CASE対応に向けた自動車部品サプライヤー事業転換支援事業【令和6年度当初予算：6.2億 円】

自動車の電動化等のCASEの進展で課題を抱える中堅・中小部品サプライヤーの事業転換等の実現に向け、自動車部品の実物を用いた実地研修や専門家の派遣、リスクリングに関する支援等を講じる。

第4節 海外展開支援

1. 新規輸出1万者支援プログラム

経済産業省、中小企業庁、日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）及び中小企業基盤整備機構が一体となり、新たに輸出に取り組む事業者の課題に応じた最適な支援策を提案し、輸出の実現に向けて支援する。

2. 現地ニーズ等活用促進事業【令和6年度当初予算：27億円の 内数】

中小企業の海外展開を促進するため、JETROが海外現地のディストリビューター等からニーズ情報やトレンド情報を入手し、加工・編集した上で情報提供する。

3. 中小企業海外ビジネス人材育成塾【令和6年度当初予算：27億円の 内数】

中小企業の海外ビジネス担当者を対象に、座学やグループワークを通じた課題解決の実践や商談スキルの習得等ができるプログラムを提供する。

4. 技術協力活用型・新興国市場開拓事業【令和6年度当初予算：37.9億 円】

我が国企業の新興国市場獲得支援のため、以下の事業を実施する。

①海外進出先での事業を担う現地人材の育成のため、日本企業による日本国内での受入研修、現地への専門家派遣、海外高等教育機関での寄附講座開設等の取組への補助を行う。

②海外展開等を目指す日本企業における高度外国人材の活用を進めるため、海外学生等のインターンシップ受入れ機会を提供する。

③中堅・中小企業等が新興国の企業・大学等と共同で進める現地の社会課題の解決のための製品・サービスの開発や現地事業創出支援等への補助を行う。

5. 安全保障貿易管理の支援【令和6年度当初予算：17億円の内数】

外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理の実効性を向上させるため、企業の大多数を占める中小企業を対象に輸出管理の普及・啓発及び管理体制構築を支援する。中小企業等を対象とした安全保障貿易管理に係る説明会及び相談会を開催し、専門家による輸出管理体制構築支援を行うとともに、企業の輸出管理コンプライアンスプログラム作成のための支援を実施するとともに、2023年度までの間に支援した中小企業等に対してその後の運用状況の確認、アドバイス等のフォローアップ支援を実施する。

また、日本商工会議所及び商工会議所と連携し、東京・名古屋・大阪の各商工会議所に輸出管理の専門相談窓口を設置する。

6. 海外サプライチェーン多元化等支援【令和2年度第1次補正予算：235億円、令和2年度第3次補正予算：116.7億円】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材等の日本企業による海外生産拠点の多元化や高度化に向けた設備導入等の採択された事業について支援を実施する。

7. 新輸出大国コンソーシアム【令和6年度当初予算：262億円の内数】

JETRO、中小企業基盤整備機構、商工会議所、商工会、金融機関等の支援機関を結集するとともに、幅広い分野の専門家を確保し、海外展開を図る中堅・中小企業に対して、事業計画の策定から販路開拓、現地での商談サポートに至るまで、総合的に支援する。

8. 越境EC等利活用促進事業【令和6年度当初予算：262億円の内数】

海外の主要ECサイトに「ジャパンモール」を設置し、日本商品の販売促進を実施するとともに、自ら越境ECでの販売を目指す中堅・中小企業を支援する越境EC出品支援事業を拡大する。

9. J-Bridge事業【令和6年度当初予算：262億円の内数】

JETROが運営するビジネスプラットフォーム「Japan Innovation Bridge(J-Bridge)」を通じて、スタートアップを含む外国企業との協業・連携による、ビジネス開発や新規事業創出を目指す日本企業を支援する。具体的には、国内外JETRO事務所とコーディネーターが連携し、有望な海外スタートアップ企業等の協業先発掘や面談アレンジ、専門的助言、各種イベント等を実施する。

10. 中堅・中小企業輸出ビジネスモデル実証事業【令和6年度当初予算：2億円】

中堅・中小企業の輸出を支援する民間事業者による新たなビジネスモデルについて、有望な事例を公募し、ECサイト構築費、プロモーション経費、商談会経費等について実証的に支援する。

11. 現地進出支援強化事業【令和6年度当初予算：27億円】

中堅・中小企業等に対して、情報提供、相談対応、海外見本市や商談会等を通じた販路拡大支援、現地進出後の事業安定・拡大支援（プラットフォーム事業）、海外ビジネス人材の育成等、段階に応じた支援を提供し、輸出、海外進出、またそれらを発展させるまで一貫して支援する。

1 2. JICA 海外協力隊（連携派遣）の活用【令和6年度当初予算：1,474億円の内数】

JICA 海外協力隊（連携派遣）制度を通じて、グローバルな視野や素養を必要とする中小企業／小規模企業の社員を同隊に参加させ、隊員活動で培った交渉力、突破力、実現力、語学を含めたコミュニケーション能力等をいかし、帰国後に親元企業での様々な場面で活躍が期待される。また、本制度を中小企業／小規模企業に周知し、活用を促進することで、帰国した社員を通じて、これら企業の国際化・海外展開等を支援する。

1 3. 中小企業等の海外展開支援（中小企業製品を活用した機材供与）【令和6年度当初予算：1,562億円の内数】

途上国政府の要望や開発ニーズに基づき、日本の中小企業等の製品を供与することを通じ、その途上国の開発を支援するのみならず、中小企業等の製品に対する認知度の向上等を図るもの。

1 4. 中堅・中小企業向け海外安全対策【令和6年度当初予算：0.5億円の内数】

国際的な人の往来が活発化する中、中堅・中小企業関係者に、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」、「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」、デジタル広告、セミナー等を通じ、テロ・誘拐対策を含む海外安全に関する情報提供・啓発を行う。対面式のセミナーや訓練も継続して実施し、より実践的な安全対策を身に付けられるよう支援する。また、LINE やメールマガジンに加え、更に多様な媒体を活用し海外安全情報がより多くの中堅・中小企業関係者の目に直接触れるよう努める。

1 5. 中小企業の貿易保険利用における企業信用調査料の減免措置

中小企業の貿易保険を活用した輸出支援のため、貿易保険を利用する際の格付付与に必要な取引先の信用情報の提供及び、取引先信用調査費用について、日本貿易保険（以下「NEXI」という。）が代わって信用情報を取得し、その費用を負担する等の措置を引き続き講じる。

1 6. 中小企業による貿易保険の利用促進のための普及・広報活動セミナー・相談会等

日本政策金融公庫やJETRO等が全国で主催するセミナーや提携地方銀行等の行員勉強会等にNEXIから講師を派遣し、貿易保険の普及啓発を行う。説明会等では、中小企業向け商品である中小企業・農林水産業輸出代金保険を中心に、分かりやすい紹介動画や漫画冊子を活用し、引き続き貿易保険の一層の理解と普及に努める。

商工組合中央金庫との業務協力に関する覚書締結を通じた中小企業等へのセミナーの共同開催や海外展開支援、貿易保険利用促進。

1 7. 貿易保険へのアクセス改善

中小企業の海外展開を支援するため、NEXIは、2011年12月に「中小企業海外事業支援ネットワーク」を発足。2024年2月時点110金融機関によるネットワークを構築）。2022年12月に日本政策金融公庫および中小企業基盤整備機構と3者で構築した「海外ビジネス支援パッケージ」の推進を開始。引き続きネットワークを通じた海外展開支援の拡大を図る。

日本商工会議所との連携協定締結を通じた中小企業等の海外展開支援、貿易保険利用促進。

商工組合中央金庫との業務協力に関する覚書締結を通じた中小企業等へのセミナーの共同開催や海外展開支援、貿易保険利用促進。

18. 民間損保企業との協業による海外投資保険の提供（再保険スキーム）

中堅・中小企業の海外展開を支援するため、貿易保険法の施行令を2019年7月に改正し、NEXIが、民間損保企業から海外投資保険の再保険を引き受けることを可能とした。大手損保企業を中心に、同年8月以降、全国の損保代理店を通じ、海外投資保険を提供。協業先である民間損保企業と共に、本スキームに関する知名度向上のための情報発信を継続。

19. 海外展開・事業再編資金【財政投融資】

株式会社日本政策金融公庫が、海外展開または海外展開事業の再編を行うことが経営上必要な中小企業等の資金繰りを支援する。また、中小企業の海外子会社に対する直接融資の特例（クロスボーダーローン）による必要な融資を実施する。

20. JICA 中小企業・SDGs ビジネス支援事業

中小企業等が有する優れた技術や製品、アイデアを用いて、途上国が抱える課題解決に資するビジネスづくりを支援し、日本企業の海外展開、ひいては各地の地域活性化も兼ねて実現することを目指すもの。2024年度公示は、2022年度及び2023年度の試行的制度改編の結果を踏まえ、中小企業等にとって、より利用しやすい制度に改編予定である。

第3章 創業・事業承継等を通じた挑戦・自己変革の推進

第1節 創業支援

1. ファンド出資事業（起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド）

民間の投資会社が運営する投資ファンドについて、中小企業基盤整備機構が出資（ファンド総額の1/2以内又は4/5以内）を行うことで、民間資金の呼び水としてファンドの組成を促進し、創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業（中小企業）、新事業展開等により成長を目指す中小企業への投資機会の拡大を図る。

2. 起業家教育事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

将来的に創業者となる人材を輩出し、開業率向上につなげるため、高等学校等による起業家教育の導入を推進し、創業への関心や起業家に必要とされるマインドの向上を図る。

3. ローカルスタートアップ支援制度【令和6年度当初予算：6.0億円の内数】

ローカル10,000プロジェクトの地方自治体独自の取組への支援を強化するなど支援を拡充した「ローカルスタートアップ支援制度」を通じて、引き続き地域でのスタートアップを幅広く支援する。

4. 新規開業支援資金【財政投融資】

株式会社日本政策金融公庫が、新たに事業を開始する者または、新規開業しておおむね7年以内の者を対象に優遇金利を適用し、多様な事業者による新規事業の創出を支援する。

5. 女性、若者／シニア起業家支援資金【財政投融資】

株式会社日本政策金融公庫が、新たに事業を開始する者又は新規開業しておおむね7年以内の者で、女性や35歳未満の若者、55歳以上の高齢者を対象に優遇金利を適用し、多様な事業者による新規事業の創出を支援する。

6. 再挑戦支援資金（再チャレンジ支援融資）【財政投融资】

株式会社日本政策金融公庫が、新たに事業を開始する者又は新規開業しておおむね7年以内の者で、事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者に対して融資を実施する。

7. 中小企業・小規模事業者経営力強化融資【財政投融资】

株式会社日本政策金融公庫が、認定経営革新等支援機関による指導及び助言を通じ経営革新又は異分野の中小企業と連携して新分野の開拓等を行う中小企業の経営力や資金調達力の強化を支援するため、必要な資金の貸付を行う。令和6年度制度改正により、中小企業基盤整備機構によるハンズオン支援を受けて経営課題の解決に取り組む者を追加する。

8. 創業支援貸付利率特例制度【財政投融资】

株式会社日本政策金融公庫が、新たに事業を開始する者又は新規開業後税務申告を2期終えていない者への貸付利率を引下げ、創業前・後の円滑な資金調達を支援し、創業しやすい環境の創出や創業機運の醸成を図る。

9. 経営革新支援事業

中小企業等経営強化法に基づき、中小企業が新たな事業活動を行うことで経営の向上を図ることを目的として作成し、承認された経営革新計画に対し、低利の融資制度や信用保証の特例等の支援策を通じ、その事業活動を支援する。

また、引き続き都道府県とも密に連携しながら電子申請システムの更なる機能向上に取り組むとともに、都道府県に対して、同システムを用いた電子申請の導入を働きかけ、令和6年度末時点で累計10都道府県の導入を目指す。

10. オープンイノベーション促進税制【税制】

事業会社とスタートアップのオープンイノベーション促進やスタートアップの出口戦略の多様化の観点から、イノベーションの担い手となるスタートアップ企業の株式を取得する事業会社に対し税制措置（法人税の所得控除）を講じる。なお、令和6年度税制改正において、適用期限を2年間延長することとされた。

11. 地域における創業支援体制の構築

地域の創業を促進させるため、産業競争力強化法において、市区町村が民間の創業支援等事業者と連携して創業支援等事業計画を作成し、国の認定を受けた場合、計画に基づく特定創業支援等事業による支援を受けた創業者に対し、信用保証の特例、税制（登録免許税軽減）等の支援を行うとともに、創業支援等事業者に対し信用保証等の支援を行う。

12. わたしの起業応援団【令和6年度当初予算：7.3億円の内数】

2020年に設立した「わたしの起業応援団」において、引き続き女性起業家の支援事例や支援手法・関係省庁の施策情報の共有を行う。また、スタートアップの起業家に占める女性の割合は少なく、女性起業家特有の課題も存在することから、女性起業家支援を総合的に推進するため、2023年5月に公表した「女性起業家支援パッケージ」に基づき、「わたしの起業応援団」を地域ごとに一貫して女性起業家支援が行える体制に拡充し、女性起業家の支援プログラム等を行っていく。

13. エンジェル税制【税制】

スタートアップに対する個人からの資金供給を一層促す観点から、一定の新株予約権の取得金額も本税制の対象である株式の取得金額に算入可能とするほか、信託を通じたスタートアップ投資を対象化する。また、引き続き本税制の普及啓発を実施し、スタートアップの起業と資金供給の環境整備を図る。

第2節 事業再生の支援

1. 中小企業活性化・事業承継総合支援事業（中小企業活性化事業）【令和5年度補正予算：52億円の内数、令和6年度当初予算：146億円の内数】

各都道府県の商工会議所等に設置した中小企業活性化協議会において、事業の収益性はあるが、増大する債務等により経営状況が悪化した中小企業・小規模事業者に対し、資金繰り管理や採算管理などの早期の収益力改善、経営改善から抜本的な事業再生に向けた支援等を行うとともに、経営改善計画策定支援事業を活用し、民間専門家との連携を図ることで、同協議会がハブとなり、中小企業・小規模事業者の収益力改善・事業再生・再チャレンジを地域全体で推進していく。また、2023年度に、関係省庁が連携してとりまとめた再生支援の総合的対策を踏まえて、官民金融機関や信用保証協会等と連携し、挑戦意欲がある事業者の計画策定等を通じた経営改善や再生を加速する。

2. 中小企業再生ファンド

事業再生に取り組む中小企業への経営支援や資金供給等を実施するため、中小企業基盤整備機構と地域金融機関、信用保証協会等が一体となって、中小企業の再生を地域内で支援する地域型ファンドや広域的に支援する全国型ファンドの組成・活用の促進に取り組み、民間金融機関による実質無利子・無担保融資の返済開始の最後のピークを迎えることに伴い高まっている中小企業の再生支援のニーズに万全を期す。

第3節 事業承継・引継ぎ等への支援

1. 中小企業活性化・事業承継総合支援事業（事業承継総合支援事業）【令和5年度補正予算：52億円の内数、令和6年度当初予算：146億円の内数】

全国の認定支援機関等に設置された事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、後継者不在の中小企業・小規模事業者と事業等の譲受を希望する事業者とのマッチング支援や、プッシュ型の事業承継診断・事業承継計画の策定支援等を実施する。また、事業承継・引継ぎの機運醸成に向けた普及啓発や、M&A機関の登録制度といった事業承継・引継ぎ推進に係る基盤整備を実施する。

2. 後継者支援ネットワーク事業【令和6年度当初予算：4.4億円】

後継者による既存事業及び経営資源の活用を踏まえた新規事業等の企画・実行に向けた具体的な行動を引き出すため、後継者向けのピッチイベントを開催する。ピッチイベントを通じた、後継者の掘り起こし並びに後継者同士、先輩経営者とのつながり強化も図る。さらに、ピッチイベント出場者には先輩経営者等を派遣して、事業計画の磨き上げ等を実施する。

3. 中小グループ化・事業再構築支援ファンド出資事業【令和5年度補正予算：120億円】

独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資によりファンドを組成し、「グループ化」・「事業再構築」への取組を通じた成長を目指す中小企業に対する、リスクマネーの供給、ハンズオン支援を実施する。

4. 中小企業経営力強化支援ファンド

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化した、地域経済の中核となる中小企業等の経営力強化と成長を支援する。具体的には、中小企業基盤整備機構からの出資も呼び水に、官民連携の全国ファンド等を組成した上で、資本金投入ときめ細やかなハンズオン支援を行うことで、経営力の強化と成長を図り、事業再構築や事業再編を促進する。

5. 事業承継円滑化支援事業

全国各地で中小企業の事業承継を広範かつ高度にサポートするため、中小企業支援者向けの研修や事業承継フォーラムによる中小企業経営者等への普及啓発を実施する。

6. 中小企業事業再編投資損失準備金【税制】

経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づくM&Aを実施した場合に、準備金の積立を認める措置を講じる。なお、令和6年度税制改正において、成長意欲のある中堅・中小企業による中小企業の複数回M&Aを集中的に後押しするため、積立率を大幅に引き上げ（2回目のM&Aは90%、3回目以降は100%）、準備金積立の据置期間を長期化（10年間）した上で、適用期限を3年間延長（令和9年3月末まで）することとされた。

7. 法人版事業承継税制（特例措置）【税制】

特例承継計画を提出し、10年以内（2027年12月末まで）に実際に承継を行う者を対象に、非上場株式に係る贈与税・相続税の納税を猶予・免除する特例措置を講じる。なお、令和6年度税制改正において特例承継計画の提出期限を2年間延長（令和8年3月末まで）することとされた。

8. 個人版事業承継税制【税制】

平成31年度税制改正において、「個人版事業承継税制」を創設し、個人事業承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象に、事業用資産に係る贈与税・相続税の納税を猶予・免除する特例措置を講じる。なお、令和6年度税制改正において、個人事業承継計画の提出期限を2年間延長（令和8年3月末まで）することとされた。

9. 中小企業・小規模事業者の事業再編等に係る税負担の軽減措置【税制】

M&Aにより経営資源や事業の再編・統合を通じて事業の継続・技術の伝承等を図る事業者を支援するため、中小企業等経営強化法上の認定を受けた経営力向上計画に基づいて再編・統合を行った際にかかる不動産取得税を軽減する措置を講じる。なお、令和6年度税制改正において、その適用期限を2年延長（令和8年3月末まで）することとされた。

10. 経営承継円滑化法による総合的支援

経営承継円滑化法に基づき、相続人間の一定の合意により、遺留分に伴う相続紛争を防止するため、民法の特例措置を講じる。また、事業承継に伴う各種資金ニーズに対応するための金融支援措置を講じる。さらに、事業承継（M&Aを含む）に伴う株式の集約を円滑化するため、所在不明株主からの株式買取り等の手続きに必要な期間を5年から1年に短縮する会社法の特例措置を講じる。

11. 小規模企業共済制度

小規模企業者である個人事業主や会社等の役員が掛金を積み立て、廃業や引退をした際に共済金を受け取れる制度であり、いわば小規模企業の経営者のための退職金制度である小規模企業共済制度について、引き続き、制度への加入促進と共済金等の支給を着実に実施する。

第4章 社会課題解決をはじめとした地域における取組への支援等

第1節 強靱な地域経済と小規模事業者の持続的発展支援

1. 中小企業連携組織対策推進事業【令和6年度当初予算：6.0億円】

中小企業組合等を支援する専門機関である全国中小企業団体中央会等を通じて、組合の設立指導、運営指導及び経営改善等に取り組むとともに、中小企業者が単独では解決することが難しい課題（ブランド化戦略、規制緩和への対応、SDGs、DXやGXの推進、海外販路開拓等）を解決するために連携して取り組む中小企業組合等が行う販路開拓等の事業に対する支援を実施する。さらに、今後、外国人技能実習制度について見直しが行われる予定であることから、監理団体の要件厳格化等の制度変更点などについて適切に監理団体である中小企業組合等に周知を行うとともに、制度が適正に執行されるよう、監理団体である中小企業組合等への巡回指導や監理団体役員等への講習会の開催等の支援を強化する。

2. 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【令和6年度当初予算：10.7億円】

ビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、地方公共団体が、小規模事業者の経営計画作成や販路開拓等を支援する場合に、国がその支援施策の実行に係る経費の一部を支援する。

3. 小規模事業者対策推進等事業【令和6年度当初予算：54.4億円】

小規模事業者支援法第7条に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓等を支援する（伴走型小規模事業者支援推進事業）。また、全国商工会連合会、日本商工会議所が各地の商工会、商工会議所等と連携して行う地域産業の活性化や観光ルート開発など地域の経済活性化に向けた取組を支援する（地域力活用新事業創出支援事業）。さらに、新型コロナウイルスによる影響や働き方改革等の制度改正等による諸課題に対し、小規模事

業者が円滑に対応できるよう全国団体を通じて商工会・商工会議所等が窓口相談・巡回指導や講習会等を行うための専門家派遣を行う（制度改正等の課題解決環境整備事業）。

4. 中心市街地活性化協議会運営支援事業（中心市街地活性化センター事業）【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中心市街地活性化協議会支援センター（中小企業基盤整備機構内）において、中心市街地活性化協議会やまちづくり関係者に対して、協議会設立・運営などの電話相談、情報提供、全国・地域ブロック規模の交流会や勉強会を通じたネットワーク構築支援を実施する。

5. 中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中小企業基盤整備機構が、中心市街地の活性化に関して課題を抱える中心市街地活性化協議会等に対して、専門知識・ノウハウを持つアドバイザーを派遣し、認定基本計画（認定期間が終了した基本計画を含む）等に係る事業についてアドバイスを行う。

6. 中心市街地・商店街等診断・サポート事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中小企業基盤整備機構が有する専門的ノウハウをいかして、まちづくり会社及び商店街組織等を対象に、地域における経済活力の向上とエリア価値の向上等に向けた取組を支援する。

7. 地域の社会課題解決企業支援のためのエコシステム構築実証事業【令和6年度当初予算：6.0億円】

地域課題解決と収益性との両立を目指す企業の取組におけるインパクトの評価や関係者の果たす役割等を示す基本指針に則り、地域課題解決のエコシステムを構築するため、地域課題解決事業モデルを複数実証する。

8. （再掲）ローカルスタートアップ支援制度【令和6年度当初予算：6.0億円の内数】

9. 各種展示会や商談会等による販路開拓支援【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中小企業基盤整備機構が、展示会や商談会等を活用して、中小企業の優れた製品・技術・サービス等の魅力の発信を支援する。

10. 販路開拓コーディネート事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中小企業基盤整備機構の専門家（商社・メーカー等出身）が優れた商品・サービスを持つ中小企業のマーケティング企画の策定・ブラッシュアップや首都圏又は近畿圏でのテストマーケティング、新市場進出のための営業体制構築のフォローアップなどの販路開拓に向けた取組を引き続き支援する。

11. J-GoodTech【中小企業基盤整備機構運営費交付金】

中小企業基盤整備機構が、ニッチトップやオンリーワンなどの優れた技術・製品を有する日本の中小企業の情報をウェブサイトに掲載し、国内大手メーカーや海外企業につなぐことで、中小企業の国内外販路開拓を支援する。

1 2. 観光産業等生産性向上資金【財政投融资】

観光産業等の生産性向上及び観光消費の底上げを通じた日本経済の活性化を図るため、中小企業に対して株式会社日本政策金融公庫が必要な資金の貸付けを行う。

1 3. 企業活力強化資金流通・サービス業関連【財政投融资】

中小事業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに空き店舗等の解消を図るため、株式会社日本政策金融公庫が必要な資金の貸付けを行う。

1 4. 小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）【財政投融资】

小規模事業者を金融面から支援するため、商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会の経営指導を受けている小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う。

1 5. 小規模事業者支援法による経営発達支援計画の認定

小規模事業者支援法第7条に基づき商工会・商工会議所が関係市町村と共同して、小規模事業者の技術の向上、新たな事業分野の開拓、その他の小規模事業者の経営の発達に資する計画を作成し、経済産業大臣が認定する。

1 6. 地域商店街の活性化に向けた総合的支援

地域商店街活性化法に基づき、商店街活性化事業計画を国が認定した商店街等について、支援措置を講じる。

1 7. 地域経済を牽引する企業に対する集中的な支援

地域未来投資促進法及び地域未来牽引企業に係る支援措置について、引き続き着実に講じていく。

1 8. 地方拠点強化税制【税制】

地方における雇用創出のため、企業の特定期業務施設（事務所、研究所、研修所）を東京23区から地方へ移転する場合や地方において拡充をする場合に、税制上の措置を講じる。具体的には、計画の認定を受けた企業のオフィス等に係る建物等の取得等について、取得価額の15%（移転型事業の場合、25%）の特別償却若しくは取得価額の4%（移転型事業の場合、7%）の税額控除の選択適用又はその地方拠点における雇用者数の増加に応じた税額控除を講じる措置、及び企業の地方拠点強化に係る地方交付税による減収補填措置等を講じる。

また、企業の地方移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、令和6年度税制改正において、地方拠点強化税制の適用期限を2年間延長するとともに、制度の対象となる事業部門の追加や子育て施設の対象への追加等の拡充を行う。

1 9. 地域にかがやく わがまち商店街表彰2024

商店街に新たな気付きを与えると同時に、行動変容を促し全国的な商店街の活性化につなげるため、商店街における『地域の個性や多様性を伸ばし、エリア価値を高めることによって、持続可能なまちづくりに繋げる創意工夫を凝らした取組』を行う商店街組織等を表彰する「地域にかがやく わがまち商店街表彰」を新たに実施する。

20. 中小企業・小規模事業者はばたく300社

中小企業庁のホームページへの2023年度受賞企業の概要の掲載などを通じ、受賞企業の社会的認知度や事業者のモチベーション向上等を促していく。

第5章 伴走支援・人材確保支援をはじめとする事業環境変化対策

第1節 人材・雇用対策

1. 地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業（地域中小企業人材確保支援等事業）【令和6年度当初予算：21.3億円の内数】

地域の中核企業を始めとした中小企業・小規模事業者が、自社が抱える経営課題の解決に向け、多様な人材の確保・育成・活用や職場環境改善による人材の定着を図るため、人材戦略の検討・策定・実行のためのセミナー・マッチング等を推進する。

2. （再掲）中小企業連携組織対策推進事業【令和6年度当初予算：6.0億円】

3. 中小企業基盤整備機構における人材育成事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中小企業経営者や経営幹部等に対し、中小企業の事例等を活用した座学による講義に加え、自社の経営データを用いた演習を通じて、自社が抱える経営課題の解決につながる実践的かつ現場に即した研修を実施する。

また、アクセス改善に向け、全国9か所の都市部で研修を提供する「地域本部キャンパス」、全国各地の自治体や支援機関等と連携した「サテライト・ゼミ」、オンラインで受講が可能な「WEBee Campus」を活用した研修を実施する。

4. 魅力ある職場づくりに向けた雇用管理の改善の支援【令和6年度当初予算：50.8億円】

人材確保等支援助成金において、引き続き、魅力ある職場づくりのため労働環境の向上等に取り組む、従業員の職場定着の促進等を行う中小企業等の方々の支援を行う。また、人事評価制度と賃金制度の整備を通じて、従業員の生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して助成する「人事評価改善等助成コース」の支給要件を見直して受付を再開する。

5. 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）【令和6年度当初予算：8.7億円】

地域における雇用の創出及び安定を図るため、雇用機会の不足している地域等において事業所の設置又は整備を行い、併せて地域の求職者等を雇い入れる事業主に対して、設置等の費用及び雇入れ人数に応じて助成を行う地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）を支給する。

6. 早期再就職支援等助成金（UIJターンコース）（仮称）【令和6年度当初予算：0.3億円】

東京一極集中の是正を図るとともに、人手不足に直面する地域の企業の人材確保を図るため、地方公共団体がデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型））を活用して実施する移住支援事業により移住した者を雇い入れた事業主に対して、その採用活動に要した経費の一部を助成する。

7. 地域活性化雇用創造プロジェクト【令和6年度当初予算：53.3億円】

地域における良質な雇用の実現を図るため、地域雇用の課題に対して、国や都道府県の施策との連携を図りつつ、成長分野や人材不足分野における魅力ある雇用の確保や就職促進等に取り組む都道府県に対して支援を実施する。

8. 成長分野への人材移動の促進【令和6年度当初予算：169.7億円】

事業主にとってより分かりやすく、かつ、助成内容に沿った名称とするため、労働移動支援助成金及び中途採用等支援助成金を統合し、名称を早期再就職支援等助成金に変更する。

早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）により、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者（再就職援助計画対象者等）に対する再就職支援を民間職業紹介事業者への委託等により行う事業主に対して助成を行うとともに、離職前の訓練を実施する事業主の経費負担を軽減する観点から、職業訓練実施支援に実施助成を新設する。

また、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者及び特定受給資格者（雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者をいう。）等を早期に雇い入れた上で前職よりも賃金を5%以上上昇させた場合のほか、当該労働者への訓練（OJTを含む。）を行った事業主に対する早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）の支給を行う。

加えて、中途採用者の能力評価、賃金、処遇等の制度を整備した上で、中途採用率を拡大させた事業主に対して早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）の支給を行い、このうち、45歳以上の中高年齢者の中途採用率を拡大させるとともに、当該中高年齢者の賃金を前職よりも5%以上上昇させた事業主に対して支給額を加算する。

9. 人材確保対策総合推進事業【令和6年度当初予算：48.2億円】

「人材確保対策コーナー」の拡充等を行い、人材不足分野におけるマッチング支援の強化を図る。

10. （欠番）

11. 若者雇用促進法に基づくユースエール認定制度【令和6年度当初予算：2.9億円の内数】

若者の雇用管理が優良な中小企業について、「青少年の雇用の促進等に関する法律」（昭和45年法律第98号）に基づき、厚生労働大臣が「ユースエール認定」企業として認定し、中小企業の情報発信を後押しすることにより、当該企業が求める人材の円滑な採用を支援する。

12. 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援【令和6年度当初予算：110.6億円】

最低賃金・生産性向上による賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者への支援として、

①全国の中小企業・小規模事業者を対象として、生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）を一定額以上引き上げた場合に、その設備投資などに要した費用の一部を「業務改善助成金」により助成する。

②働き方改革に関する相談等にワンストップで対応するため、「働き方改革推進支援センター」を全国（47か所）に設置し、無料の窓口相談・訪問コンサルティングを実施する。

③生産性を高めながら労働時間の削減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業の労働時間削減や賃上げに向けて生産性向上に資する取組を行った中小企業団体に対し、その取組に要した費用を助成する。

1.3. キャリアコンサルティングの普及促進

企業（人事管理・人材育成）、労働力需給調整機関（職業マッチング）、学校（キャリア教育）などにおいて、キャリアコンサルティングの普及を進める。また、2016年4月に国家資格化されたキャリアコンサルタントについて、引き続き養成と周知に取り組む。さらに、2020年度に運営開始したキャリア形成サポートセンターを拡充し、2024年度より全国のハローワークに設置するキャリア形成・リスキリング相談コーナーにおいて、労働者等に対するキャリアコンサルティング機会を提供するとともに、各都道府県に設置するキャリア形成・リスキリング支援センターにおいて、従業員のキャリア形成やリスキリングに取り組む企業に対して、ジョブ・カードを活用した採用活動、人材育成、評価やセルフ・キャリアドック（※）の導入に関する相談・助言等の支援を実施する。

（※）企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の支援を実施し、従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組、また、そのための企業内の「仕組み」。

1.4. 中小企業向け賃上げ促進税制【税制】

30年ぶりの高い水準となった賃上げ率を一過性のものにせず、構造的・持続的な賃上げを実現するため、「中小企業向け賃上げ促進税制」について、適用期限を令和8年度末まで延長した上で、税額控除率を最大45%に引き上げるなどの拡充を行う。具体的には、①雇用者給与等支給額を前年度より1.5%以上増加させた場合には、雇用者給与等支給額の増加額の15%を税額控除、②雇用者給与等支給額を前年度より2.5%以上増加させた場合には、雇用者給与等支給額の増加額の30%を税額控除できることとし、③教育訓練費を前年度より5%以上増加させた場合には税額控除率を10%上乗せ、④子育てとの両立支援、女性活躍支援に積極的な企業として認定を受けた場合には税額控除率を5%上乗せすることとした上で、⑤赤字等により賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額については5年間繰越しできることとする。

1.5. （再掲）起業家教育事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

1.6. （再掲）地域デジタル人材育成・確保推進事業【令和6年度当初予算：21.3億円の内数】

第2節 経営支援体制の強化

1. 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【令和6年度当初予算：34.6億円】

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として各都道府県に「よろず支援拠点」を設置することで経営課題の解決に向けた支援を実施する。

また、中小企業庁が所管する補助金を始めとした中小企業等の申請データや各支援機関の中小企業相談データ等、官民の中小企業等に関するデータの連携基盤であるミラサポコネクトについて、データの蓄積を着実に進めるとともに、蓄積されたデータを活用した中小企業支援の新たな方法等について、支援機関等とも連携しながら検証を行いつつ、それらの検証結果も踏まえ、適切に機能の改修やリリースを行う。

2. 事業環境変化対応型支援事業

インボイス制度の導入やエネルギー価格・物価の高騰、最低賃金引き上げ等の様々な事業環境変化の影響を受ける中小企業・小規模事業者への相談や各種支援施策の活用を促すべく、中小企業団体等と連携した支援体制を強化することを目的とする。

(1) 経営相談体制強化事業

外部環境の変化に伴う経営課題に対応するため、支援機関に対する専門家派遣や指導員向けの講習等を通じて、相談体制強化を図る。

(2) よろず支援拠点事業

外部環境の変化に伴う経営課題に対応するため、よろず支援拠点におけるコーディネーターの増員等を通じて、相談体制強化を図る。

(3) インボイス相談窓口事業

中小・小規模事業者がインボイス制度への対応を円滑に実施できるように、相談内容に応じた各種窓口への案内や相談体制の構築等を行う。

3. ローカルベンチマーク活用促進

ローカルベンチマークを活用した企業の事業性評価に基づく、経営改善や生産性向上に向けた取り組みを引き続き推進する。具体的には、中小企業・小規模事業者支援施策との効果的な連携を検討するほか、各支援機関などのローカルベンチマーク活用に関する取組のフォローアップ等を行う。

4. (再掲) 中小企業連携組織対策推進事業【令和6年度当初予算：6.0億円】

第3節 経営安定対策

1. 社会環境の変化等における中小企業対策

中小企業への影響が大きい社会環境の変化等において、中小企業・小規模事業者に対して、関係機関に相談窓口を設置し中小企業者等からの経営・金融相談等にきめ細かく対応する等、各種措置を講じる。

2. 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済制度）【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

取引先企業の倒産により売掛金債権の回収が困難となった場合に、積み立てた掛金の額に応じて無利子、無担保、無保証人で共済金の貸付けを行う制度である、中小企業倒産防止共済制度について、引き続き、制度への加入促進と共済金等の支給を着実に実施する。

3. 経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業の経営上の様々な問題の解決に資するため、全国の主要な商工会議所及び都道府県商工会連合会に「経営安定特別相談室」を設置し、本相談室において、経営安定に関する幅広い分野の経営相談が円滑に実施されるよう日本商工会議所及び全国商工会連合会の実施する指導事業等の支援を実施する。

4. ダumping輸入品による被害の救済【令和6年度当初予算：17億円の内数】

貿易救済措置のうちアンチダンピング措置は、他国企業から我が国に対するダンピング輸入により、国内産業が損害を受けた際に、国内産業からの申請に基づき政府が調査を実施した上で関税を賦課することにより、公正な市場競争環境を確保する措置である。2024年度も、国内産業からの申請を受け、国際ルール及び国内法令に基づき公正かつ適切に調査を進めていく。また、WTO協定整合的に調査を行うための調査研究を実施する。

第4節 財務基盤の強化

1. 法人税の軽減税率【税制】

中小企業の年間800万円以下の所得金額に対する法人税率を、19%から15%に引き下げる措置を引き続き講じる。

2. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度【税制】

取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、年間300万円を限度に、全額損金算入することができる措置（通算法人及び従業員500人超の法人を除く）を講じる。なお、令和6年度税制改正において、一定の見直しを行った上でその適用期限を2年延長（令和8年3月末まで）することとされた。

3. 欠損金の繰越控除・繰戻還付【税制】

欠損金の繰越控除について、当期の事業年度に生じた欠損金を繰り越して翌期以降の事業年度（繰越期間：10年間）の所得金額から控除することができる措置を講じる。また、欠損金の繰戻還付について、当期の事業年度に生じた欠損金を1年繰戻して法人税の還付を請求することができる措置を講じる。

4. 交際費等の損金不算入の特例措置の延長【税制】

交際費等を支出した場合、①定額控除限度額（800万円）までの損金算入または②支出した接待飲食費の50%までの損金算入のいずれかを選択適用できる措置を講じる。なお、令和6年度税制改正において、交際費等から除外される飲食費に係る基準を1人あたり1万円へ引き上げた上で、適用期限を3年延長（令和9年3月末まで）することとされた。

5. 中小企業投資育成株式会社による支援

中小企業投資育成株式会社において、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、株式、新株予約権、新株予約権付社債等の引受けによる投資事業及び経営相談、事業承継支援等の育成事業を実施する。

第5節 人権啓発の促進

1. 人権教育・啓発活動支援事業【令和6年度当初予算：2億円】

健全な経済活動の振興を促進するため、事業者を対象とした人権啓発のためのセミナー等の啓発事業を実施する。また、小規模事業者等が多く、特に重点的な支援が必要な地域又は業種に係る小規模事業者等の活性化のため、経営等の巡回相談事業及び研修事業を実施する。加えて、北海道や東京等での展示・販売事業や、アイヌ民芸品の木彫事業者等の技術の向上や新商品開発のための研修等の実施を支援する。

第6節 官公需対策

1. 中小企業・小規模事業者の受注機会増大のための取組【令和6年度当初予算：28億円の内数】

(1) 「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の策定及び周知
毎年度策定する「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、国等の中小企業者向け契約目標、中小企業者の受注機会の増大のために実施する措置等を閣議決定する。また、同基本方針を周知徹底するため以下の取組を実施する。

①経済産業大臣から各府省等の長、都道府県知事、全市町村の長及び東京特別区の長に対し、文書により基本方針の趣旨を説明するとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請する。

②地方自治体に対し基本方針の周知徹底を図るため、説明会（官公需確保対策地方推進協議会）を全国各地で開催する。

③基本方針をはじめとした国の施策や調達に関する取組事例などの情報共有を行い、国と地方自治体との連携方策を協議するための会議（都道府県中小企業者調達推進協議会）を開催する。

(2) 「官公需情報ポータルサイト」の運用

中小企業・小規模事業者が官公需に関する発注情報を入手しやすくするため、国等や地方公共団体がホームページで提供している発注情報等を中小企業・小規模事業者が一括して入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営する。

第7節 資金繰り支援

1. セーフティネット貸付【財政投融資】

株式会社日本政策金融公庫が、社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化を来たしている中小企業・小規模事業者等の資金繰りを支援する。

2. 資本金劣後ローンの推進【財政投融資】

株式会社日本政策金融公庫が、新事業展開や経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、財務体質を強化するとともに、民間金融機関からの資金調達の円滑化を図るため、金融機関の資産査定上自己資本とみなし得る一括償還の資金（資本金資金）を供給することで、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援する。

3. 沖縄の中小企業金融対策【財政投融資】

沖縄振興開発金融公庫を活用した沖縄の中小企業対策は、日本政策金融公庫が行う業務・取組について同様に行うとともに、沖縄の特殊事情を踏まえ独自の貸付制度を拡充する。

4. (再掲) 小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）【財政投融資】

5. (再掲) 民間金融機関を通じた資金繰り支援(信用保証制度)【令和6年度当初予算：14億円】

6. (再掲) 中小企業・小規模事業者経営力強化融資【財政投融資】

7. (再掲) 中小企業活性化・事業承継総合支援事業 (中小企業活性化事業) 【令和5年度補正予算: 52億円の内数、令和6年度当初予算: 146億円の内数】

8. 経営支援と一体となった高度化事業による設備資金の支援

工場団地・卸団地等の整備 (集団化事業)、ショッピングセンター等の整備 (施設集約化事業)、物流センター等の整備 (共同施設事業)、商店街等の整備 (集積区域整備事業) 等を行う中小企業組合等に対して、都道府県と中小企業基盤整備機構が一体となってその設備資金を長期・低利 (又は無利子) で融資する。また、融資に際しては、事前に事業計画について専門的な立場から診断・助言を行う。

9. 金融行政における中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化等

金融機関において、不動産担保や経営者保証等に過度に依存することなく、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価 (事業性評価) すること等を通して、ファイナンスを含めたきめ細かな支援が行われるよう促す。

第6章 災害からの復旧・復興、強靱化

第1節 資金繰り支援

1. 被災中小企業への資金繰り支援 (政策金融) (東日本大震災復興特別貸付等) 【財政投融資】

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、株式会社日本政策金融公庫において「東日本大震災復興特別貸付」を引き続き実施する。また、令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、株式会社日本政策金融公庫において「令和2年7月豪雨特別貸付」を引き続き実施する。そのほか、令和6年能登半島地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、令和6年1月より株式会社日本政策金融公庫において実施している「令和6年能登半島地震特別貸付」について、引き続き実施する。

2. マル経・衛経融資の貸付限度額・金利引下げ措置の拡充 【財政投融資】

東日本大震災、新型コロナウイルス感染症、令和2年7月豪雨災害、令和6年能登半島地震災害により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証人・低利で利用できる日本政策金融公庫によるマル経・衛経融資の貸付限度額の拡充や金利の引下げを実施する。

3. 被災中小企業への資金繰り支援 (信用保証) 【令和6年度当初予算: 14億円の内数】

信用保証協会においては、被災中小企業者による運転資金・設備資金などの必要な資金の借入れに対して保証を行う。具体的には災害救助法が適用された自治体等において、当該災害の影響により売上高等が減少している被災中小企業者に対しては、通常の保証限度額とは別枠で融資額の100%を保証するセーフティネット保証4号を適用する。激甚災害の指定を受けた災害についても、通常の保証限度額とは別枠で融資額の100%を保証する災害関係保証を措置し、被災中小企業者の事業の再建に向けた資金繰りを支援する。

4. 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」

原子力発電所事故の被災区域に事業所を有する中小企業等が福島県内において事業を継続・再開する場合に必要な事業資金（運転資金・設備資金）に対する長期・無利子の融資を行う。

第2節 二重債務問題対策

1. 「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」による再生支援【令和6年度当初予算：4億円】

東日本大震災の被災各県における中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会）の体制を拡充するかたちで2011年度に設置した総合相談窓口である「産業復興相談センター」と、債権買取等を行う「産業復興機構」による中小企業者等の事業再生支援を引き続き実施する。

2. 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による二重ローン対策については、販路開拓等のソリューション提供も含めた様々なサービス提供により、第1期復興・創生期間（2021年3月末まで）の終了までに支援決定した事業者の再生に全力で取り組む。

3. 令和6年能登半島地震による被災事業者の二重債務問題への対応

令和6年能登半島地震で被災した事業者の二重債務問題に対応するため、設立した「能登半島地震復興支援ファンド」に加えて、ワンストップ相談窓口となる「能登産業復興相談センター」を石川県中小企業活性化協議会内に新たに設置し、それらを活用して被災事業者の事業再建を支援する。

第3節 工場等の復旧の支援

1. 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業【令和6年度当初予算：8.9億円】

東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、中小企業等グループ作成する復興事業計画に基づき、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が1/2、県が1/4を補助し、被災した中小企業等グループ等の施設の復旧等に対して支援を行う。

2. なりわい再建支援事業

令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震に係る被災地域の経済・雇用の早期回復を図るため、復興事業計画に基づき、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、主に国が1/2、県が1/4を補助し、被災した中小企業等の施設の復旧等に対して支援を行う。

3. なりわい再建資金利子補給事業

令和2年7月豪雨の被災地域において、中小企業等が行う施設復旧等の費用を補助する、なりわい再建支援事業を措置し、当該事業を活用して復旧する事業者に対して、自己負担分の借入れに係る利子補給を3年間実施することで、融資の実質無利子化を行う。

4. 施設・設備の復旧・整備に対する貸付け

東日本大震災により被害を受けた中小企業者が、県から認定を受けた復興事業計画に基づいて、その計画を実施するために必要な施設・設備の復旧・整備を行う場合に、中小企業基盤整備機構と県が協力して、必要な資金の貸付けを行う。

5. 仮施設整備事業・仮施設有効活用等助成事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

東日本大震災の被害を受けた中小企業者等の早期事業再開を支援するため、中小企業基盤整備機構が仮設工場や仮設店舗等を整備し被災市町村あて譲渡を行い、当該市町村が被災事業者に原則無償で区画を貸し出す仮施設整備事業を実施。また、2014年5月より仮施設の本設化、移設、撤去に要する費用の仮施設有効活用等助成事業を実施しており、2021年以降は福島県原災避難12市町村に限定し助成事業を実施。

6. 事業復興型雇用確保事業

被災地の深刻な人手不足による雇用のミスマッチに対応するため、産業政策と一体となった雇用面での支援を実施する。

7. 被災商店街等再建支援事業【令和5年度予備費：5.0億円】

令和6年能登半島地震による被害を受けた地域の商店街等が行うアーケード・街路灯等の復旧、集客イベントの開催等賑わいの創出を図るための取組を支援する。

第4節 防災・減災対策

1. 中小企業強靱化対策事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中小企業基盤整備機構の地域本部等に自然災害等対策の専門家を配置し、自然災害等対策に係る相談等にワンストップで対応する。中小企業に対し、自然災害等に対する事前の取組を促進するため「事業継続力強化計画」等を普及啓発するためのセミナー、計画策定を支援するための専門家派遣等を実施する。

2. 中小企業等経営強化法（事業継続力強化計画）

中小企業が自然災害等に対する防災・減災の取組をまとめた「事業継続力強化計画」及び「連携事業継続力強化計画」を認定し、認定を受けた事業者に対して金融支援や税制措置など計画を実行するための支援措置を講じる。

3. 中小企業防災・減災投資促進税制【税制】

中小企業等経営強化法における「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業が、当該計画に記載された、自家発電設備や止水板等の防災・減災設備を取得し、事業の用に供した場合に、特別償却ができる措置を引き続き講じる。

4. BCP資金（旧：社会環境対応施設整備基金）【財政投融资】

中小企業による、災害発生時の事業継続の観点から防災に資する設備等の整備を支援するもので、中小企業が策定したBCPや、国から認定を受けた事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に基づき、防災・減災に資する施設等の整備を行うために必要な整備資金及び長期運転資金の貸付けを行う。

5. 中小企業BCP（事業継続計画）普及の促進

自然災害等による事業中断を最小限にとどめることを目的に、BCP（事業継続計画）の策定を促進することを目的に「中小企業BCP策定運用指針」を作成し、公表している。

6. 小規模事業者支援法による事業継続力強化支援計画の推進

小規模事業者支援法第5条に基づき、商工会・商工会議所が、地域の防災を担う市町村と連携し、事業継続力強化のための支援を行う計画を作成し、都道府県知事が認定する。

第5節 その他対策

1. 災害発生時における中小企業向け初動対策

大規模災害発生時において、関係機関に特別相談窓口を設置し被災中小企業者等からの経営・金融相談等にきめ細かく対応する等、各種初動措置を講じる。

2. 中小企業電話相談ナビダイヤルの実施

どこに相談したらよいか困っている中小企業のために、一つの電話番号で最寄りの経済産業局につながる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施する。

3. 原子力災害対応雇用支援事業

原子力災害被災12市町村及びその出張所等所在自治体において、民間企業・NPO等への委託により、福島県の被災求職者の一時的な雇用・就業機会を創出した上で、人材育成を実施し生活の安定を図る。

4. 放射線量測定指導・助言事業【令和6年度当初予算：0.1億円】

避難指示区域等の見直しにより原子力災害被災企業の事業再開や企業立地の進展が見込まれることから、福島県内企業等からの要請に応じて、専門家チームを派遣するとともに、福島県内の事業所において、工業製品等の放射線量測定等に係る指導・助言を行うことで工業製品等に係る風評被害を払拭する。

5. 福島イノベーション・コースト構想 地域復興実用化開発等促進事業【令和6年度当初予算：45.2億円】

ロボット・ドローン等の福島イノベーション・コースト構想の重点分野（*）について、地元企業との連携等による地域振興に資する実用化開発等の費用を補助する。

*廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産、医療関連、航空宇宙の分野を言う。

6. 中小・小規模事業者の事業再開等支援事業【156.3億円（基金）】

福島県の原子力被災12市町村の働く場の創出や、買い物をする場などまち機能の早期回復を図るため、被災事業者等の事業再開や創業に要する設備投資等の費用の一部を補助する。

7. 輸送等手段の確保支援事業【令和6年度当初予算：19.3億円の内数】

福島県の原子力被災12市町村の被災事業者等に対して、衣・食・医等に関する生活関連商品等の提供や広域的な移動サービスの提供に必要な輸送手段を確保する事業、企業活動に必要な製品等を共同して輸送する事業に要する費用の一部を補助する。

8. 福島相双復興官民合同チーム専門家支援事業【116.4億円（基金）】

福島県の被災事業者等の事業・なりわいの再建、事業者の自立等を促進するため、官民合同チームが、被災事業者等の個々の事情に応じたきめ細かなコンサルティングや人材確保、販路開拓等の支援を行う。

9. 地域の伝統・魅力等の発信支援事業【令和6年度当初予算：1.8億円】

福島県の伝統・魅力等を発信する民間団体等の支援及び有効な発信手段の選定、発信手段と親和性のあるコンテンツの制作、発信後の効果測定等の実施により、原子力被災12市町村を中心とした風評被害の払拭や交流人口増加による事業基盤の安定を目指す。

10. 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金【令和6年度当初予算：121.8億円】

東日本大震災及び原子力災害によって産業が失われた浜通り地域等において、工場等の新增設を支援し企業立地を促進することにより、被災者の「働く場」を確保し、雇用の創出及び産業集積を図り、自立・帰還を加速させる。加えて、住民の帰還や産業の立地を促進するため、商業回復を進める。

第7章 業種別・分野別施策

第1節 中小農林水産関連企業対策

1. 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）【令和6年度当初予算：83.9億円の 内数】

農林水産物や農林漁業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援する。

2. 地域食品産業連携プロジェクト（LFP）推進事業【令和6年度当初予算：0.7億円】

地域の農林水産物を有効活用するため、地域の食品産業を中心とした多様な関係者が、それぞれの経営資源を結集するプラットフォームを設置して、地域の社会課題解決と経済性が両立する新たなビジネスを継続的に創出する仕組みの構築を支援する。

3. 木材産業等高度化推進資金、林業・木材産業改善資金【638億円（融資枠）】

木材の生産・流通を合理化するため、木材産業等高度化推進資金による融資を行うとともに、林業・木材産業の経営改善等を実施するため、林業・木材産業改善資金を融資する。

4. 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策（うち木材加工流通施設等の整備）【令和6年度当初予算：64.1億円の 内数】

木材産業の競争力を強化し、木材需要に的確に対応した安定的・効率的な木材製品の供給を行うための木材加工流通施設等整備の支援を行う。

5. 強い農業づくり総合支援交付金による乳業再編整備等への支援【令和6年度当初予算：120.5 億円】

中小乳業の製造販売コストの低減や衛生水準の高度化を図るため、乳業工場施設の再編による新增設・廃棄等を支援する。

6. マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業【令和6年度当初予算：24.4億円】

輸出額目標の実現に向けて、品目団体によるオールジャパンでの輸出力強化、JETROによる輸出事業者サポート、JFOOD0による現地消費者向け戦略的プロモーション、日本食・食文化の普及を担う人材の育成等の取組を支援する。

7. 輸出環境整備推進事業【令和6年度当初予算：13.5億円】

農林水産物・食品輸出本部の下で、輸出先国で講じられる規制等の調査・分析、施設認定・証明書発給等の輸出手続の円滑化、輸出先国が求める食品安全規制等に対する対応の強化など、輸出事業者が輸出に取り組むための環境整備を実施する。

8. 地理的表示保護・活用総合推進事業【令和6年度当初予算：1億円】

地理的表示（GI）保護制度の活用促進や輸出拡大のため、加工品や輸出向け製品の申請拡大、GI産品販路拡大等のための取組を支援し、GI名称の不正使用や模倣品の監視・対策を実施する。

9. 水産加工業者向けワンストップ窓口の設置・運営

水産施策や中小企業施策等の各種支援策等が水産加工業者に適切に周知され、かつ有効に活用されるよう、関係道府県に設置したワンストップ窓口において水産加工業者の相談に適切に対応する。

10. 持続可能な水産加工流通システム推進事業【令和6年度当初予算：5.6億円】

水産加工・流通が直面する原材料不足や人手不足、経営力向上といった喫緊の課題に対応して水産物を持続的かつ安定的に供給していくため、サプライチェーン上の関係者が一体となった課題解決のための取組、加工原材料の安定供給を図る取組、持続可能な水産物消費拡大に向けた取組を支援する。

11. 日本政策金融公庫による各種融資【財政投融资】

- ①特定農産加工業者の経営改善
- ②特定農林畜水産物の新規用途又は加工原材料用新品種の採用の推進
- ③食品等製造業者等と農林漁業者等の安定取引関係構築及び農林漁業施設の整備等
- ④水産加工業の体質強化
- ⑤農業生産関連事業の事業再編等
- ⑥農林水産物及び食品の輸出促進

のために、農林水産事業者及び食品産業事業者に対して、融資を行う。

12. 「知」の集積と活用場によるイノベーションの創出【令和6年度当初予算：29.4億円の 内数】

農林水産・食品分野におけるイノベーションを創出するため、様々な分野の多様な知識・技術等を結集し、国が推進する重要政策の推進や、現場課題の解決に資する基礎研究及び実用的な技術開発研究を提案公募により実施する。また、農林水産・食品分野において新たなビジネスを創出するため、サービス事業者の創出や新たな技術開発・事業化を目指すスタートアップ・中小企業等を支援する。

第2節 中小運輸業対策

1. 倉庫業への支援

物流の省力化・効率化を図るため、物流総合効率化法により流通業務を一体的に実施する倉庫の整備や物流DX・GX関連機器の導入を促進する。

また、脱フロン・脱炭素型の自然冷媒機器やサステナブル倉庫モデルの導入、物流施設におけるDXの推進を実施することにより、倉庫の低炭素化及び労働力不足対策等の取組を促進する。さらに、災害時におけるサプライチェーンの維持等のため、非常用電源設備の導入を推進し、物流施設の災害対応能力の強化を図る。

2. 内航海運・国内旅客船事業対策【財政投融资】

鉄道・運輸機構の船舶共有建造制度により、内航海運のグリーン化に資する船舶や離島航路の維持・活性化に資する船舶といった政策的意義の高い船舶の建造を促進する。

3. 中小造船業・船用工業対策

(1) 経営の安定のためのセーフティネットの確保に取り組む。

(2) 海事産業強化法に基づく、事業基盤強化計画の認定制度による各種支援措置の活用等を通じて、造船業・船用工業の事業基盤強化に取り組む。【財政投融资・税制】

(3) 中小企業等経営強化法に基づき、中小造船業・船用工業の生産性向上を図るため、国土交通省が定めた「船舶産業分野に係る経営力向上に関する指針」に沿って中小企業・小規模事業者が策定した経営力向上計画の認定を行い、税制措置等により設備投資等を促進する。【税制】

(4) 産学官で構成される地方協議会等において、造船業・船用工業の業界への理解熟成や関心を高めるための取組を検討する。加えて、特定技能制度について、適正な制度運用を図る。【令和6年度当初予算：0.6億円の内数】

(5) バーチャル・エンジニアリング技術の開発・実証を支援することにより、造船業・船用工業の省人化・効率化を図る。【令和5年度補正予算：0.9億円の内数】

(6) ゼロエミッション船等の建造に必要となるエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産設備及びそれらの機器等を船舶に搭載するための設備等の整備への支援を実施する。【令和6年度当初予算：94億円の内数】

第3節 中小建設・不動産対策

1. 建設業における金融支援の実施

(1) 地域建設業経営強化融資制度の実施

元請建設企業の資金調達の円滑化を図るため、中小・中堅元請建設企業が工事請負代金債権を担保に、融資事業者(事業協同組合等)から工事の出来高に応じて融資を受けることを可能とする「地域建設業経営強化融資制度」を引き続き実施する。なお、本制度では、融資事業者が融資を行うに当たって金融機関から借り入れる転貸融資資金に対して債務保証を付すことにより、融資資金の確保と調達金利の軽減を図っている。

(2) 下請債権保全支援事業の実施

下請建設企業等の債権保全や資金繰りの改善を図るため、中小・中堅下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金債権等をファクタリング会社が保証または買取する「下請債権保全支援事業」を引き続き実施する。なお、本事業では、ファクタリング会社に対して一定の損失補償を実施し、下請建設企業等が負担する保証料(買取料)について助成を行っている。

2. 建設業の海外展開支援【令和6年度当初予算：0.8億円の内数】

我が国の中堅・中小建設企業の海外市場への進出を促進するため、海外へ事業展開する際に考慮すべき事項等をセミナーを通じて情報提供するとともに、中小企業診断士等との面談を通じて事業計画策定支援を実施する。また、海外訪問団を派遣し、対象国への技術売込みや現地関係者とのコネクション構築を支援する。さらに、海外大学や現地企業との連携を目的とする技術紹介セミナーや、地方の中堅・中小建設企業に対する支援施策や海外進出事例の紹介を目的とする海外展開セミナーを複数回実施する。加えて、JASMOC（中堅・中小建設企業海外展開促進協議会）のホームページを通じて、中堅・中小建設企業が有する技術を国内外へ発信する。

3. 中小不動産業者に対する金融措置

中小不動産事業者の信用を補完し金融を円滑化するため、中小不動産事業者の協業化円滑資金や地域再生のための事業資金等に対する債務保証事業を継続実施する。

第4節 生活衛生関係営業対策

1. 生活衛生営業対策【令和6年度当初予算：11.6億円】

理美容業、クリーニング業、飲食店営業などの生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図り、もって安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進するため、生活衛生同業組合、連合会、全国生活衛生営業指導センター及び都道府県生活衛生営業指導センターに対して補助を実施する。また、生活衛生関係営業のデジタル化を推進するため、地域デジタル相談員等に対する研修・スーパーバイズ、地域デジタル相談員等による生活衛生関係営業業者に対する伴走型支援、ガイドライン・マニュアルの改訂等を実施する。

2. 生活衛生関係営業に関する貸付【令和6年度当初予算：29.9億円の内数】

生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図るため、日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）の融資により生活衛生関係営業業者への資金繰り支援を行う。2024年度も、物価高騰等による影響が引き続き考えられる中で、生活衛生関係営業業者に対する融資制度を着実に行っていくとともに、これまでの新型コロナウイルス感染症の影響により、業況悪化を来している状況等の生活衛生関係営業業者への資金繰り支援を行う。

第8章 その他の中小企業施策

第1節 環境・エネルギー対策

1. 中小企業等の温室効果ガス削減量等を認証する制度（J-クレジット制度）における手続等支援
省エネ・再エネ設備の導入、森林整備等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証するJ-クレジット制度について、新規方法論の策定、クレジット創出に向けた中小企業等への説明会の実施及び審査費用支援等を行う。

2. 環境・エネルギー対策資金（公害防止対策関連）【財政投融资】

中小企業・小規模事業者における大気汚染防止・水質汚濁防止等の公害防止対策を促進するため、公害防止設備の導入等に対して株式会社日本政策金融公庫による融資を引き続き実施する。

3. 公害防止税制【税制】

中小企業・小規模事業者等における公害防止への取組を支援するため、公害防止用設備（汚水又は廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置を講じる。なお、令和6年度税制改正において、その適用期間を2年間延長することとした。

4. 先進的省エネルギー投資促進支援事業費【令和5年度補正予算：110億円】

工場・事業場におけるエネルギー消費効率の改善を促すため、省エネ性能の高い特定のユーティリティ設備や生産設備、先進的な省エネ設備等の導入等を行う事業者に対する支援を行う。

5. 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金【令和5年度補正予算：910億円】

工場・事業場における省エネ性能の高い設備・機器への更新や複数事業者の連携や非化石エネルギーへの転換にも資する先進的な省エネ設備・機器の導入、脱炭素につながる電化・燃料転換を伴う設備更新等を行う事業者に対する支援を行う。

6. 省エネルギー投資促進支援事業費補助金【令和5年度補正予算：250億円】

工場・事業場における省エネ性能の優れたユーティリティ設備や生産設備等への更新を行う事業者に対して支援を行う。

7. 省エネルギー設備投資利子補給金助成事業費【令和6年度当初予算：13.1億円】

新設・既設事業所における省エネ設備の新設・増設等を行う際、民間金融機関等から融資を受ける事業者に対し、融資に係る利子補給を行う。

8. 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費【令和6年度当初予算：9.9億円】

エネルギー利用最適化診断事業・情報提供事業を通じて、中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断を実施し、AIやIoT等を活用した運用改善や再エネ導入等の提案や、診断事例の横展開、関連セミナーへの講師派遣を行う。

また、地域エネルギー利用最適化取組支援事業を通じて、省エネや再エネ導入に関する相談拠点となるプラットフォームを地域ごとに構築するとともに、相談に係る窓口や支援施策などをポータルサイトに公開する。

9. 環境・エネルギー対策資金（非化石エネルギー関連）【財政投融资】

中小企業による再生可能エネルギーの利用を促進するため、引き続き、株式会社日本政策金融公庫による融資を実施する。

10. 環境・エネルギー対策資金（省エネ設備関連）【財政投融资】

中小企業における省エネルギーの促進を促すため、引き続き、株式会社日本政策金融公庫による融資を実施する。

11. 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業）【令和5年度補正予算：21億円】

中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断を安価で実施する事業者に対して、運用改善や設備投資等の提案に係る経費及び専門人材育成に係る経費を支援する。

1 2. 株式会社脱炭素化支援機構による資金供給【財政投融資】

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、さらに脱炭素に資する多様な事業への呼び水となる投融資（リスクマネー供給）を行い、脱炭素に必要な資金の流れを太く、速くし、経済社会の発展や地方創生、知見の集積や人材育成など、新たな価値の創造に貢献していく。

1 3. 脱炭素社会の構築に向けた ESG リース促進事業【令和6年度当初予算：13.3億円】

多額の初期投資費用（頭金）の負担が困難な中小企業等が設備投資を行う際、頭金を必要としないリースという金融手法の活用が有効であるところ、本事業によって総リース料の一部を補助することで脱炭素機器の導入を促進する。加えて、リース会社自身の ESG の取組拡大及びバリューチェーン全体での面的な脱炭素化の取組促進を図る。

1 4. エコアクション21【令和6年度当初予算 0.007億円】

中小事業者にも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして環境省が策定した、環境マネジメントシステム「エコアクション21」が、ガイドラインに沿って適切に運営されているか及び改善点がないか等について、検討委員会において継続的に検証していく。

1 5. 地域ぐるみの中小企業支援体制構築事業【令和6年度当初予算：14億円の内数】

普段から中小企業との接点を持っている地域金融機関・商工会議所等と地方公共団体が連携し、地域内中小企業の脱炭素経営普及を目指す、地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制の構築に向けたモデル事業の実施や、脱炭素アドバイザー資格制度の認定事業等を通じて、各地域の中小企業の脱炭素化を先導する人材を育成し、脱炭素経営の普及を目指す。

1 6. 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT 事業）【令和6年度当初予算：33.3億円】

2030年度削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組を推進する。特に、中小企業等に対して、CO₂削減目標・計画の策定を支援するとともに、CO₂削減量に応じた省CO₂型設備等の導入を加速する。

さらに、Scope 3削減に取り組む企業が主導し、サプライヤー等の工場・事業場のCO₂排出量削減に向けた設備更新を促進する取組を支援する。

1 7. 環境・エネルギー対策資金（グリーントランスフォーメーション関連）【財政投融資】

温室効果ガス排出量を算定し、グリーントランスフォーメーション（GX）に取り組む中小・小規模事業者を支援するため、株式会社日本政策金融公庫によるGX関連融資を実施する。

1 8. 中小企業基盤整備機構におけるカーボンニュートラル関連事業

カーボンニュートラル相談窓口で相談を受け付けるとともにハンズオン支援を実施する。また、カーボンニュートラルに取り組む必要性や具体的な取組方法などについて無料で学べる動画による研修を実施する。

19. LPガスの商慣行是正に係る制度改正の実施

LPガス業界における商慣行是正のため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正し、不動産業者等に対する正常な商慣習を超えた利益供与の禁止や、LPガスとは関係のない設備の費用のLPガス料金への計上禁止等を措置する。

20. カーボンニュートラルに向けた投資促進税制【税制】

2050年カーボンニュートラルや温室効果ガス2030年度46%削減という国際公約を達成するため、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の投資を促進するため、これらの設備投資に対する税額控除措置又は特別償却措置を講じる。なお、令和6年度税制改正において、カーボンニュートラルに果敢に取り組む中小企業に対する控除率を引き上げることとされた。ほか、一定の見直しを行った上でその適用期限を2年延長（令和8年3月末まで）することとされた。

第2節 知的財産活動の促進

1. 中小企業向けの特許料等の軽減

原則として、全ての中小企業を対象に、審査請求料、特許料（第1年分～第10年分）、国際出願に係る手数料（送付手数料・調査手数料・国際出願手数料・予備審査手数料・取扱手数料）を1/2に軽減・支援する措置を引き続き実施する。また、中小スタートアップ企業・小規模企業に対しては、審査請求料、特許料（第1年分から第10年分）、国際出願に係る手数料（送付手数料・調査手数料・国際出願手数料・予備審査手数料・取扱手数料）を1/3に軽減・支援する措置を引き続き実施する。

2. 早期審査・早期審理制度

特許について、出願人や審判請求人が中小企業・小規模事業者の場合、「早期審査に関する事情説明書」や「早期審理に関する事情説明書」を提出することにより、通常に比べ早期に審査又は審理を受けられるよう早期審査・早期審理を引き続き実施する。また、その出願に係る発明を実施しており、外国特許庁にも出願している特許出願や、スタートアップによる特許出願であって、その出願に係る発明を実施している特許出願について、「早期審査に関する事情説明書」を提出することにより、通常の早期審査よりも更に早期に審査を行うスーパー早期審査を引き続き実施する。意匠・商標についても早期審査・早期審理の要件を満たせば、早期に審査又は審理を受けられるよう早期審査・早期審理を実施する。

3. 出張面接・オンライン面接【令和6年度当初予算：0.4億円】

特許・意匠について、全国各地域の中小・スタートアップ等への支援を主な目的として、審査官・審判官が出張して行う出張面接を引き続き実施するとともに、特許・意匠・商標について、インターネット回線を利用し出願人自身のPCから参加できるオンライン面接を引き続き実施する。また、INPIT近畿統括本部（INPIT-KANSAI）においても、審査官・審判官による出張面接、オンライン面接を引き続き実施する。

4. 特許情報の提供

国内外の特許情報をインターネット上で、無料で検索・照会できる下記サービスの提供を実施する。①2023年度に引き続き、「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」を通じて、特許・実

用新案・意匠・商標の公報や審査経過情報を検索・照会できるサービスを提供するとともに、商標コンセント制度への対応等更なる改良を実施する。②2023年度に引き続き、「外国特許情報サービス (FOPISE)」を通じて、ASEAN等の日本企業の進出が著しい諸外国の特許情報を検索・照会できるサービスを提供する。

5. 特許戦略ポータルサイト【令和6年度当初予算：0.1億円】

特許庁ホームページ内の特許戦略ポータルサイトにおいて、申し込みのあった出願人に対し、直近10年間の特許出願件数、審査請求件数、特許査定率等のデータが掲載された「自己分析用データ」を提供する。

6. 知的財産権制度に関する普及

知的財産権制度に関する知見・経験のレベルに応じて、[1] 知的財産権制度の概要や基礎的知識について説明する初心者向け説明会、[2] 特許・意匠・商標の審査基準や、審判制度の運用、国際出願の手续等、専門性の高い内容を分野別に説明する実務者向け説明会に係る動画コンテンツのオンライン配信を行う。

7. 中小企業の知財に関するサービスの提供 (INPIT 知財総合支援窓口)【INPIT 交付金の内数】

中小企業等が抱える様々な経営課題について、自社のアイデア、技術、ブランド、デザインなどの「知的財産」の側面から解決を図る地域に根付いた支援を行う窓口として、47都道府県に「INPIT 知財総合支援窓口」を設置している。

INPIT 知財総合支援窓口では、支援担当者が、アイデア段階から事業展開、海外展開までの様々な経営課題等に対し、弁理士や弁護士、デザイナー、中小企業診断士などの専門家と協働して、「知的財産」の側面から効率的・網羅的に解決を図るほか、職務発明・営業秘密などの知財管理や、地理的表示保護制度 (GI) 等の農業分野の知財、知財・標準化戦略等の様々な経営相談にも、よろず支援拠点をはじめとする関係支援機関と連携しつつ、対応する。

8. 海外展開や営業秘密、スタートアップに関する専門的な知財支援 (知財戦略エキスパート)【INPIT 運営費交付金の内数】

中小企業等からの海外展開、営業秘密管理、産学連携の相談や、スタートアップに関する専門的な相談に対して、高度な知識・経験を備える専門人材 (知財戦略エキスパート) を工業所有権情報・研修館 (INPIT) から派遣し、知財に関する課題の解決や知財戦略の策定等を無料で支援する。

9. 知財金融事業 (中小企業の知財活用及び金融機能活用による企業価値向上支援事業)【令和6年度当初予算：1.3億円】

中小企業が知財をいかした経営戦略に基づいて事業成長し、自らの企業価値を高めるとともに、高めた企業価値が金融機関に適切に評価されるように、中小企業が将来像を描き、現状を分析した上で、知財・無形資産の観点を含めた経営戦略を構築するための支援と、その内容を取りまとめたレポートを提供する。それにより、企業と金融機関が協創し、企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指す。

10. 新興国等知財情報データベース【INPIT 運営費交付金の内数】

工業所有権情報・研修館（INPIT）が運用するウェブサイト上で、新興国等でのビジネスに関わる我が国の企業の法務・知財担当者等を対象に、新興国等における出願実務、審判・訴訟実務、ライセンス実務情報、統計・制度動向等の情報を提供する。

1 1. 中小企業知的財産支援事業【令和6年度当初予算：0.9億円】

産業支援機関等による先導的・先進的な知財支援の取組を地域に定着させることを通じて、中小企業等の知財保護・活用を促進するため、当該取組に対し、経済産業局等を通じて必要な経費を助成する。

1 2. 経営や事業課題の解決に資する IP ランドスケープ支援事業【INPIT 運営費交付金の内数】

中小企業等が抱える市場での強みのいかし方や新たな市場の探索、連携相手候補の探索といった経営や事業の課題に対し、「市場」や「事業」の情報に「知財」の情報を合わせた分析を行い、強みをいかした解決策の提案をする IP ランドスケープ支援事業を実施する。

1 3. 海外出願支援事業【令和6年度当初予算：8.4億円の内数】

中小企業による外国出願を支援するため、都道府県中小企業支援センター等を通じて、外国への出願に要する費用（外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等）の一部を助成する。

1 4. 海外権利化支援事業【令和6年度当初予算：8.4億円の内数】

中小企業等による外国出願の権利化を一層手厚く支援するため、補助事業者を通じて、外国への出願・審査請求・中間応答に要する費用（外国特許庁への手数料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等）の一部を助成する。

1 5. 海外侵害対策支援事業【令和6年度当初予算：8.4億円の内数】

中小企業の海外での適時適切な産業財産権の権利行使を支援するため、JETRO を通じて、模倣品に関する調査や模倣品業者に対する警告・行政摘発手続に要する費用を助成する。また、海外で現地企業等から知財権侵害で訴えられた場合の弁護士等への相談費用や訴訟に要する費用、冒認商標無効・取消係争の実施に要する費用についても助成する。

1 6. 海外知財訴訟保険事業【令和6年度当初予算：8.4億円の内数】

中小企業が海外において知的財産権に関する損害賠償請求等の訴訟の提起を受けた場合に、応訴等するための費用を補填する海外知財訴訟保険について、その保険料の一部を助成する。

1 7. 中小企業等アウトリーチ事業（営業秘密漏えい対策）【令和6年度当初予算：17億円の内数】

中小企業の海外での意図しない営業秘密・技術流出防止を目指すべく、在外日系企業を主なターゲットにすえて、現地専門家によるハンズオン支援（研修、管理状況・労働契約書の改善案の作成、フォローアップ）と情報提供活動（営業秘密の管理・保護に向けたマニュアルの作成・啓発）を実施し、営業秘密の管理体制の構築を支援する。

1 8. 技術情報管理認証制度【令和6年度当初予算：17億円の内数】

産業競争力強化法に基づき、自社の持つ技術情報やノウハウ等の管理体制について、事業者が国が認定した認証機関から認証を受けることができる「技術情報管理認証制度」について、情報セキュリティに関する環境変化等を踏まえ、認証取得のための基準の改正を行う。また、技術情報管理体制の構築に向けた支援等を行う専門家の派遣事業の実施、制度のさらなる普及のためシンポジウムを開催する。

第3節 標準化の促進

1. 中堅・中小企業等における標準化の戦略的活用への推進

中堅・中小企業等による標準の戦略的活用に向け、引き続き支援を行っていく。

第4節 調査・広報のその他の施策

1. 政策の広報

中小企業施策を普及・広報するため、施策のポイントをまとめたガイドブックやチラシ等を作成するほか、「ミラサポ plus」を通じた情報発信等により、広く普及・広報を実施する。

(1) 冊子等の発行

中小企業施策を利用する際の手引き書として 200 以上の施策を紹介した「中小企業施策利用ガイドブック」やチラシ等を作成し、電子媒体を中小企業庁 HP に掲載するとともに、必要に応じ、中小企業支援機関等に配布する。

(2) インターネットを活用した広報

①ホームページによる広報：中小企業庁ホームページにおいて、中小企業施策に関する最新情報、公募に関する情報、広報のためのチラシ、冊子等を公表する。

②メールマガジン：中小企業支援機関等と連携し、補助金等の支援施策情報、地域情報、調査・研究レポート、イベント等の情報をメールマガジン登録者に毎週配信する。

(3) ミラサポ plus

ミラサポ plus を通じて最新の支援情報や補助金申請のノウハウ、活用事例等を分かりやすくタイムリーに全国の中小企業に届ける。

2. 中小企業白書・小規模企業白書の作成

中小企業の現状や課題を把握するため、中小企業基本法第 11 条の規定に基づく年次報告等（2024 年版中小企業白書）を作成する。また、小規模企業の現状や課題を把握するため、小規模企業振興基本法第 12 条の規定に基づく年次報告等（2024 年版小規模企業白書）を作成する。

3. 中小企業実態基本調査

中小企業の売上高、従業員数等の経営・財務情報に関する統計を整備するため、中小企業基本法第 10 条の規定に基づく中小企業実態基本調査を実施する。

4. 中小企業景況調査の公表

中小企業の景況動向について、四半期ごとに独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する中小企業景況調査の公表を行う。

5. 給付金等事業不正対応等事業【令和6年度当初予算：9.7 億円】

持続化給付金、家賃支援給付金、一時支援金、月次支援金及び事業復活支援金に係る不正受給に関する調査、警察への捜査協力への対応等により、不正受給者に係る債権について、国の債権の管理等に関する法律に基づき、適切に管理及び回収を行う。